

○財務省告示第四十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
 平成二十一年一月五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成二十一年二月十日

財務大臣 中川 昭一

| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 |
|-------------------|----------------------------------|---|--------------------------|----------------------|------------------------|-------|--|------------|---------------------|
| 名称及び記号 | 発行の根拠 | 法律及びその の条項及びそ の振替法の適 用等 | 発行方法 | 発行額 | 払込金額 | 最低額面金 | 振替単位 | 発行日 | 発行価格 |
| 利付国庫債券（五年）（第七十八回） | 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 | 募集取扱機関による募集の取扱 いによる発行 | 額面金額で百五十五億五千百五 万円 | 百五十六億三百九十二万三千五 百七十円 | 五万円 | 振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。 | 平成二十一年一月五日 | 額面金額百円につき百円三十四 銭 |

十一
十二

の経過利率
の払込み

(一) 年〇・九パーセント
に各募集取扱機関は、払込金額
に加え、次の算式により算出
した金額を第十八号に規定す
る。期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.9}{100} \times \frac{16}{365}$$

(二) 発行時において、その利子
に係る所得税が源泉徴収さ
れるものとして振替口座簿
中の口座に記載又は記録さ
れるものについては、前記(一)
の算式により算出した金額
から当該金額に百分の二十
を乗じた金額(ただし、当該
国債を発行時において取得
する者が非居住者又は外国
法人である場合には、前記(一)
の算式により算出した金額
に当該非居住者又は外国法
人が適用を受けるとして所得
税率を乗じた金額)を控除す
ることができる。

十三
初期利子

平成二十一年六月二十日を支払
期とし、次の算式により算出
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.9}{2} \times 1$$

第十四 第二期以後の利子 毎年六月二十日及び十二月二十

十五日 償還期限 利率を、その日以前六箇月に属す

十七 元利支額 日本銀行額百円につき百円

十八 払込期日 平成二十一年一月五日